

国民年金からのお知らせ

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込みください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人、ねんきんネット等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額についてご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、むつ年金事務所（☎22-4947）にお問い合わせください。

【問合せ先】東通村税務住民課 住民G（☎27-2111）、むつ年金事務所（☎22-4947）

東通村の特産品！

11月9日・19日・29日

野牛川レストハウスにて、朝9時30分から販売！！

○問い合わせ先

最高級の牛肉といわれる黒毛和種は
東通村の特産です。
この機会に是非ご賞味ください！

一般社団法人 **東通村産業振興公社**

〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川161-6
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113

